

「津市子ども・子育て会議」について

平成25年12月16日

津市健康福祉部こども家庭課

津市子ども・子育て会議について

1 設置根拠

津市子ども・子育て会議条例に基づき設置

(平成25年10月1日施行)

※法的根拠

- 子ども・子育て支援法第77条第1項
- 地方自治法第138条の4第3項

2 会議の目的

津市子ども・子育て会議は、平成27年4月の新制度の施行に向けて「子ども・子育て支援事業計画」の策定の際や策定後の進捗管理などに、保護者の方を含む子ども・子育て支援の当事者などの幅広いご意見をお聴きし、施策に反映させ、施策を実施していくことを目的としています。

3 所掌事項

- 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関する事
- 特定地域型保育事業（小規模保育や事業所内保育等）の利用定員の設定に関する事
- 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事
- 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事

4 委員構成等

- ・委員18人 会長1人・副会長1人を置く(委員の中から選任)
(委員構成)

子どもの保護者	3人
子ども・子育て支援事業従事者	4人
子ども・子育て関係団体	4人
学識経験者	3人
事業所代表	2人
公募委員	2人

5 今後のスケジュール

- ・平成25年度・・・会議を2回開催（次回は2月頃を予定）

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		◆二一ズ調査実施・分析				◆二一ズ調査結果報告	
◆子ども・子育て会議 条例制定	◆子ども・子育て会議 ・委員選定						
	・委嘱(第1回開催)・第2回会議開催(日程調整)						

- ・平成26年度・・・会議を4～6回程度開催予定

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
◆事業計画の検討											
						・三重県に中間案報告			3月末までに策定		
◆子ども・子育て会議の開催 (審議に合わせて随時開催)											